

保護者の皆様へ

## 令和 8 年度（令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月分）の 学校給食代替弁当補助金の申請について

観音寺市立小学校に通学する児童及び、観音寺市立中学校に通う第 3 子の生徒のうち、食物アレルギー等の理由により、学校給食の代替として年間を通じ弁当を持参している児童生徒の保護者に対し、学校給食代替弁当補助金を支給します。

対象となる方は、下記の案内にしたがって手続きをお願いします。学校給食代替弁当補助金を受けける場合は、年度ごとに申請書の提出が必要となります。

### 補助金の対象者について

以下の①から④を全て満たしている保護者が補助金の対象となります。

- ① 観音寺市立小学校に児童が通学している。または、子を 3 人以上子を扶養しており、上から 3 番目以上の子が観音寺市立中学校に通学している。
- ② ①の子が食物アレルギー等の理由により、学校給食の提供を一切受けず、年間を通じて家庭から弁当を持参している。または主食の米飯もしくはパンに代わる弁当を持参している。
- ③ 生活保護等の学校給食費にかかる援助を受けていないこと。（現在、申請中の場合は、本補助制度も併せて申請が必要です。）
- ④ 観音寺市学校給食費の滞納がないこと。

### 申請方法について

「観音寺市立小・中学校給食代替弁当補助金申請書兼請求書」に必要事項を記入していただき、封筒に申請書を入れ、氏名等を記載し提出してください。

### 申請書の提出先

お子さまが通っている、小・中学校へ提出してください。

## 令和8年度の補助金申請期限

令和8年4月30日(木)

※期日を過ぎて申請される場合、学校給食課に直接持参してください。

申請期限を過ぎて申請された場合、補助金の適用は申請日以降となります。

※年度途中で該当するようになった場合は、速やかに申請書を提出してください。

## 交付（不交付）決定通知書について

期限までに申請書の提出があった方は、審査の結果を記載した「観音寺市立小・中学校給食代替弁当補助金交付（不交付）決定通知書」を5月中に通知します。以降は随時通知書を郵送させていただきます。

## 申請内容に変更が生じた場合

「観音寺市立小・中学校給食代替弁当補助金交付（不交付）決定通知書」、変更が生じた場合（振込口座の変更等）は、変更の届出が必要となります。各学校や市ホームページ等に「観音寺市立小・中学校給食代替弁当補助金に関する状況変更届」を用意していますので、速やかにご提出をお願いします。

## 補助金の振込日について

学期ごとに補助金の振込をさせていただきます。

1学期分	4月分から7月分まで	…	令和8年9月末
2学期分	9月分から12月分まで	…	令和9年2月末
3学期分	翌年1月分から翌年3月分まで	…	令和9年5月末

補助金の振込にあたっては、「観音寺市立小・中学校給食代替弁当対応者補助金実績報告書」の提出が必要となります。

実績報告書の書き方や、詳細な申請方法については、「観音寺市立小・中学校給食代替弁当補助金交付（不交付）決定通知書」と合わせて周知させていただきます。

### お問い合わせ先

観音寺市教育委員会事務局 学校給食課

電話：0875-57-6660

住所：香川県観音寺市瀬戸町一丁目9番28号